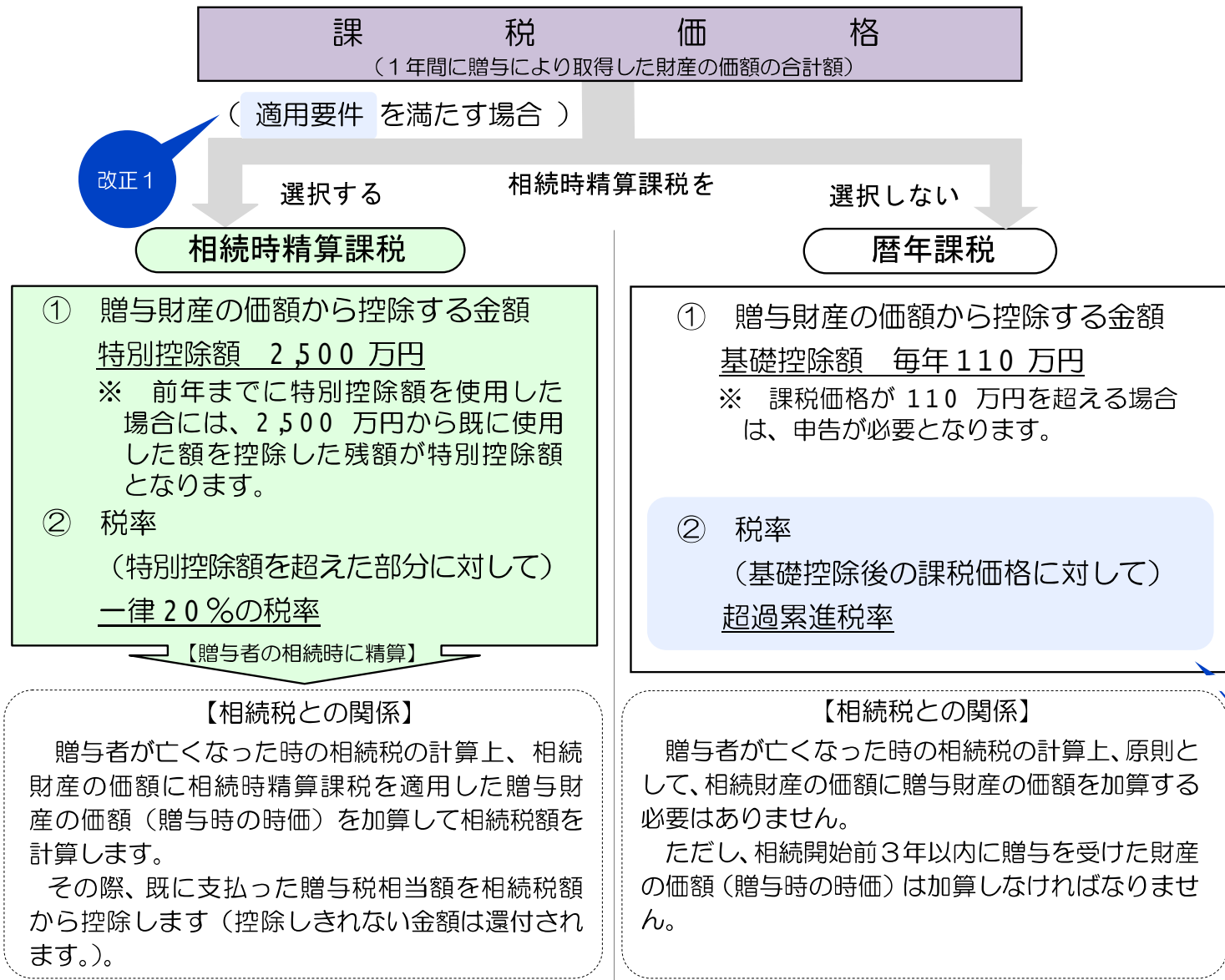


暦年課税と相続時精算課税の概要

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

贈与税のしくみ



※ 受贈者(財産の贈与を受けた人)は、贈与者(財産の贈与をした人)ごとに「相続時精算課税」を選択することができます。「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告書の提出期限までに贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を税務署に提出しなければなりません。

(注) 「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

改正1 相続時精算課税

○ 適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が次のとおりとなりました。

贈与者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 贈与をした年の1月1日において 60歳以上の父母又は祖父母
受贈者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上の者 贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人※及び孫 ※ 子である推定相続人が亡くなっているときは孫を含みます。